

令和7年12月18日
中部森林管理局

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社高見澤	長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14
株式会社東日本宇佐美	東京都文京区本郷二丁目22番2号
サンリン株式会社	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3
相馬商事株式会社	長野県佐久市野沢1番地
北信米油株式会社	長野県長野市大字柳原2551番地
株式会社本久	長野県長野市桐原一丁目3番5号
吉田興産株式会社	長野県長野市若里5丁目16番8号
株式会社武重商会	長野県上田市常田二丁目20番26号
渡辺商事株式会社	長野県長野市篠ノ井御幣川1128番地の1

2 指名停止措置の期間

令和7年12月19日 から 令和8年2月18日（2カ月）

3 指名停止の範囲

中部森林管理局管内

4 事実概要

令和7年11月26日、公正取引委員会から、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に
関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第8条第1号の規定に違反する行為を行っていたとして課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」
(平成26年12月4日付け26林政政第338号)別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第5
号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

○「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方支分部局等が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認めるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から2カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】 中部森林管理局 経理課

直通: 050-3160-6527

担当者: 経理課長